別紙(2)

機器設置負担区分及び管理業務負担区分				当院	借受者
イニシャルコスト	建築・電気・設備	駐車場建設費 (電源・照明・消防設備含む)	建物躯体	●	
			電気設備(一次側引込のみ)	●	
			電話通信設備(EV部分のみ)	●	
			照明設備	●	
			消防設備	●	
			エレベーター	●	
		車路管制システム(満空表示機・出庫注意灯)			●
		ライン工事(運用上変更する場合は借受者負担)		●	
		車止め		●	
		黄色回転灯(場内上下階移動傾斜路及び公道出庫部分)		●	
		入出庫注意灯(カーゲート部分)			●
		設置機器及び看板までの配線・配管工事			●
		ゲート周り配線配管工事(場内電気配線含む)			●
		MDFから監視盤・精算機までの電話回線工事(ISDN・ADSL)			●
		事前精算機	2式		●
		遠隔対応システム(利用者との遠隔で直接連絡する装置)	1式		●
		認証機	4式		●
		その他料金徴収・駐車場管理機器に係る設備			●
		借受者負担機器設置及び調整			●
	サイン看板	駐車場内誘導看板関連・行政指導による案内看板(当院が設置するサイン・看板類は別途図面参照のこと。)		●	
		P看板、料金看板等の看板類、場内サイン・看板(当院が設置するもの以外で、駐車場管理上必要なもの)			●

ランニングコスト	修繕	梁、柱、床など建物躯体に関わる経年劣化に伴う補修	錆び補修	●	
			ひび割れ補修	●	
			金具交換、増締め	●	
			補強溶接	●	
			外れたボルト部穴あけボルト入れ	●	
		使用に伴う補修 (車両衝突による破損を含む)	車止め再設置、接着	●	
			照明器具破損補修	●	
			消防設備の破損	●	
			建物躯体に関わる破損	●	
		法改正に伴う追加・変更工事		●	
		建築基準法及び消防法その他法令に関わる修繕業務		●	
	点検	消防設備点検(消火設備交換含む)		●	
		電気設備点検		●	
		エレベーター点検		●	
		建築基準法及び消防法その他法令に関わる点検業務		●	
	清掃	駐車場清掃			●
		排水設備清掃(雨どい等)		●	
		清掃の際に発生した事業廃棄物処理業務			●
	建物管理	機械監視業務(EV監視は当院)			●
	消耗品	ロール紙			●
		領収書用紙			●
		看板管球(借受者設置分)			●
		照明管球他(当院設置分)		●	
		照明管球他(借受者設置分)			●
	運営	光熱費			●
		管制機器(借受者設置分)消耗品交換			●
		24時間緊急対応			●
		精算機の集金・メンテナンス			●
		クレーム処理			●
		長期車両対策			●
		釣銭準備			●
	その他	施設賠償保険(借受者設置分)			●
		動産総合保険(借受者設置分)			●
		火災保険		●	
		公租公課		●	
		防火管理者		●	
届出業務		駐車場法に係る業務			●
		屋外広告物条例(駐車場に関するサイン)			●

※借受者工事設置区分については結線、調整作業を含む。

１　当院設置及び管理の駐車場内設備等について
（１）躯体、エレベータ、照明（電気配線）は設置されています。
（２）車止め、駐車区画ライン、誘導サインは設置されています。
（３）場内上下移動傾斜路及び公道出庫部分には、回転灯が設置されています。

２　事業者設置及び管理の駐車場内設備等について
（１）料金徴収関係設備（電気、通信を含む）は設置して下さい。
（２）公道入庫部分には、満空表示の看板を設置してください。

３　その他
（１）機器のトラブル等について２４時間の緊急対応が必要です。
（２）警備員、誘導員の配置の義務付けはありません。